

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する方が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が行田市であること。
- 2 申請者が法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 3 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、最近1か月の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（最近2か月間の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込値で認定申請することも可能）
- 4 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		個人	法人
1	認定申請書	2通 ●	●
2	履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内）【コピー可】	1通	●
3	代表者、事業所所在地を証明できるもののコピー【確定申告書等】	1通 ●	
4	災害等の影響を受けた後、最近1か月間の売上等が確認できるもの【試算表、帳簿類等の写し】	1通 ●	●
5	4の期間に対応する前年同月及びその後2か月間の売上等が確認できるもの【試算表、帳簿類等の写し】	1通 ●	●
6	許認可証等のコピー【許認可等を必要とする業種の場合】	1通 ●	●
7	委任状（任意様式）【金融機関等の方が代理申請する場合】	1通 ●	●

(注) 試算表、帳簿類等の写しについては、事業所名の記載の無いものは不可。
また、該当する売上等の数値部分をマーカー等で色を付けること。

※認定書の有効期間は、認定書の発効日から起算して30日です。

※本認定により必ずしも融資が受けられるものではなく、融資の決定は金融機関及び信用保証協会の審査により行われます。

【お問合せ先】 行田市役所 商工観光課 産業振興担当
《住所》 行田市本丸2-5
《電話》 048(556)1111 内線374・383
《FAX》 048(553)5063